

「平成30年7月豪雨」により 被災されたお客さまに対する電気料金その他の特別措置について

2018年7月9日
北陸電力株式会社

平成30年7月豪雨により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。
地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された岐阜県飛騨市、郡上市およびその隣接市町村において、家屋損壊などの被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、本日(7月9日)、経済産業大臣に認可申請し、同日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象地域

(1) 2018年7月6日に災害救助法が適用された地域

岐阜県：飛騨市^{※1}、郡上市^{※2}

※1 神岡町および宮川町の一部

※2 白鳥町の一部

(2) 隣接する地域

富山県：富山市

福井県：大野市

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以 上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

(1) 当社と電気のご契約をいただいているお客さま

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2018年6月分（2018年7月6日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、7月分および8月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長します。

② 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6か月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、全く電気を使用されずにご契約を廃止され、被災前と同じ契約内容で2019年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、2019年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2019年1月末日までは申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

被災されたお客さまが、2019年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災前と供給方法が同一のとき、その際申し受ける工事費用は、初回に限り、申し受けません。

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）

※受付時間 9～17時（土曜・日曜・祝日を除く）

(2) 新電力をはじめとした電力会社さま

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点において、以下のとおりとします。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2018年6月分（2018年7月6日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、7月分および8月分の料金算定日を、各々1か月間延長します。

② 不適用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は6か月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

全く電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災前と同じ契約内容で2019年1月末日までに接続供給を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費の免除

2019年1月末日までに臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、2019年1月末日までは申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2019年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災前と供給方法が同一のとき、その際申し受ける工事費用は、初回に限り、申し受けません。

新電力をはじめとした電力会社さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

ネットワークサービスセンター（076-405-0145）

※受付時間 9～17時（土曜・日曜・祝日を除く）

以上